

5月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

コーポレートガバナンス・コードへの実務対応 ～適用を目前に控えて～

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

- 講師 澤口 実 弁護士（森・濱田松本法律事務所）
内田修平 弁護士（森・濱田松本法律事務所）
 - 日時 2015年5月11日（月）
午後1時30分～4時30分（計3時間）
 - 会場 鉄鋼会館 701号室
（東京都中央区日本橋茅場町3-2-10）
 - 定員 60名（申込順）
 - 受講料 32,400円（1名分、税込）
 - 同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合、2人目から2,160円引きいたします。
 - 講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。
- ※会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用は
ご遠慮願います。

くわしくは、裏面申込要領をご覧ください。

講座開設の趣旨

▶上場会社をめぐるコーポレート・ガバナンスの状況は大きく動いていますが、その中でもコーポレートガバナンス・コードの制定はかつてない規模の影響を上場企業に与えています。▶しかし、コーポレートガバナンス・コードはわが国では馴染みがないプリンシプルベースで作成されたコードであり、その理解に苦勞する企業も少なくありません。▶コーポレートガバナンス・コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の提出は総会6ヶ月後まで猶予されましたが、6ヶ月後を待たずに提出する会社も少なくないことが想定されます。そもそも6月1日には適用が開始されますので、その後に株主総会を控えた企業では検討をさらに深めておく必要があります。

▶本セミナーでは、適用・施行を直前に控えたコーポレートガバナンス・コードと改正上場規則について、各社における検討が進展していることを前提に、さらに具体的、実務的な対応について解説を予定しています。▶また、コーポレートガバナンス・コード対応を踏まえ、各社において制定の増加が見込まれるコーポレートガバナンス・ガイドラインについても解説いたします。

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2015年 月 日

(5/11) 『コーポレートガバナンス・コードへの実務対応』 (32,400円1名分) (但し 名分)

| | |
|------|---|
| 社名 | 住所 (〒 -) |
| 部署名: | TEL. - - FAX. - - |
| 業種: | 振込予定日 (6/11以降となる場合のみ、ご記入願います) ____月 ____日振込予定 |
| 受講者名 | 左記受講者のEメールアドレス |
| | 社歴等(端数切上) |
| | 入社後 実務経験 |
| ① | 約 ____年 約 ____年 郵送希望 Eメール希望 |
| ② | 約 ____年 約 ____年 郵送希望 Eメール希望 |
| ③ | 約 ____年 約 ____年 郵送希望 Eメール希望 |

(※)本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をするを希望される方は、○で囲んで下さい。↑

1. CGコードの最新動向

- CGコード関係のスケジュール
- 6月1日までに準備が必要な事項
- 6月1日以降、CG報告書提出までの上場企業の立場と対応
- 株主総会でCGコードの質問にはどう対応すればいいのか
- 経過措置の利用の動向

2. CGコード全体について

- CGコードと政府の成長戦略の関係
- CGコードの特徴と従来のCG議論との差異
- Explainの方法と留意事項
- プリシンプルベースの意義と解釈上の留意点
- 「開示」と「説明」の意義・差異
- 「開示」も「説明」も求められていない事項への対応
- 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社の読み替え
- CGコードはグループで対応すべきか、グループの範囲は
- 「経営陣」、「経営陣幹部」、「最高経営責任者等」の意義
- CGコード対応により新たに取締役会決議事項とすべき事項

3. CGコードの各原則・補充原則について

- 集中日開催と原則1-2③

- 招集通知英訳と原則1-2④
- 資本政策の意義と説明対象の基本的方針
- 政策保有株式の意義と対応
- 政策保有による取引上の利益と利益供与との関係
- 関連当事者間の取引に関する枠組み
- 経営計画の意義と策定の要否
- 中期経営計画の意義と策定の要否
- 会計監査人の評価基準
- 取締役会の責務・役割の特徴
- 後継者の計画の意義
- 社外取締役が二人しか存しない場合と筆頭独立社外取締役
- 社外取締役会・社外役員会
- 独立性判断基準の傾向
- 任意の諮問委員会設置時の留意点
- 取締役会の実効性評価の意義

4. 改正上場規則について

- CG報告書の記載事項・記載方法
- CG報告書の更新のタイミング
- 取引所が定める独立性基準の範囲・意義
- 新興市場上場会社における留意点

5. CGガイドライン制定の勧め

- CGガイドラインの意義
- 規定対象
- 制定上の留意点
- 既存事例

お 申 込 要 領

- 受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送、またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、2015年6月10日までにお振り込み下さい（「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします）。なお、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。また、特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます（この場合は、必ず事前に下記「問合先」までご連絡下さい）。
- ご記入いただきました個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」(<http://www.shojihomu.co.jp/privacy-policy.html>)に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- 講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。
- 大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10（茅場町ブロードスクエア3階）
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843（専用）
※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。
- 問合先 電話03(5614)5650（ダイヤルイン）
Eメール：law-school@shojihomu.co.jp URL：<http://www.shojihomu.co.jp/>